

NRS

NRSグループの役員・社員の皆さまへ

団体保険のご案内

【ゴルファー保険、個人賠償責任保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険始期が開始するご契約について、ゴルファー保険の料率改定および個人賠償責任保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

一斉募集 ※年に一度の新規・見直しの機会です！

保険契約者 NRSホールディングス株式会社

加入対象者 NRSグループ役員・社員の皆さま

保険期間 2025年6月1日午後4時から1年間

申込締切日 2025年5月9日（金）

お支払方法 2025年8月給与から毎月控除（12回払）

＜保険種目＞
所得補償保険
ゴルファー保険
傷害総合保険
個人賠償責任保険

中途加入 ※毎月加入が可能です！

中途加入 申込締切日 毎月10日締切

中途加入 保険期間 締切日翌月1日午後4時から2026年6月1日午後4時まで

中途加入 お支払方法 補償開始月の2か月後から毎月給与控除（月払）

【お問い合わせ先】 株式会社 JALUX 保険サービス

TEL : 0120-151-757 営業時間 : 平日9:00~19:00

メール : my-hoken@jalux.com 土曜9:00~18:00

NRSグループ 役員・社員の皆さまへ

NRSグループ団体保険募集にあたって

本年も社内の福利厚生制度の一環として導入しております、「NRSグループ団体保険（所得補償保険・ゴルファー保険・傷害総合保険・個人賠償責任保険）」の募集時期が到来いたしました。

当制度は、「団体契約による割安な保険料で充実した補償が得られる保険」として多数の方が加入しています。

皆さんも日ごろの健康づくりに取り組んでいただいておりますが、万一、罹患時等の休職中に安心して治療・療養に専念できる生活基盤を整えるためにも保険加入の大切さをお考え下さい。

募集期間は2025年5月9日（金）までです。

ご自身のライフプランに合わせて「NRSグループ団体保険」への加入を是非ご検討ください。

尚、このパンフレットには、各保険の内容や支払いについての注意事項が詳しく説明されていますので、年度を通じてご活用ください。

●NRSグループ団体保険 4つの特色

<p>① 割安な 保険料</p>	<p>団体契約により団体割引が適用されています。</p> <p>所得補償保険 傷害総合保険（10%）</p> <p>ゴルファー保険 個人賠償責任保険（15%）</p>	<p>② かしく 節約</p>	<p>ライフサイクルにあわせて必要な補償に毎年見直すことができ、ムダを減らすことができます。</p>
<p>③ 手続き が簡単</p>	<p>加入日（契約日）が同一なので手続きが一度で済み、まとめて加入できます。また、万一の際の保険金のお支払い手続きや更新も簡単です。</p>	<p>④ 海外でも 安心</p>	<p>すべての保険が海外でも補償されます！（お支払いできない場合もございます） *ゴルファー保険一部条件除く</p>

保険種目のご案内

所得補償保険	病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します！	3ページへ
ゴルファー保険	ゴルフ中のケガや賠償責任、ゴルフ用品を補償します！	5ページへ
傷害総合保険	ケガによる死亡、ケガの治療による入院・通院を補償します！	6ページへ
個人賠償責任保険	他人の物を壊したり他人にケガを負わせてしまった等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします！	7ページへ

加入者・被保険者の範囲についてご確認ください！



被保険者の範囲

	役員・社員本人	配偶者	子供	両親	兄弟姉妹	本人と同居の親族
所得補償保険	○	×	×	×	×	×
ゴルファー保険	○	○	○	○	○	○
傷害総合保険	○	○	○	○	○	○
個人賠償責任保険	8ページをご参照ください。					

退職時の取扱い

◎ご退職された場合は退職月の月末で脱退となります。
詳細はJALUX保険サービスよりご案内いたします。

役員様・社員様向けサービス

JALUX保険サービスにて
保険オンライン相談受付中

ご加入の保険についての不明点や見直しなど
お気軽にご相談ください



NRSグループ様 保険専用サイト

URL: <https://nrs.jaluxhs.com/>



所得補償保険

団体割引

10%

基本補償

病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します。

病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します。

- 入院、医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます（利息収入等は含まれません。）。

世界中・24時間 いつでも補償します。

- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能になった場合に補償します。

最長1年間の長期補償、長期の継続も可能です。

- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間（1年）を限度とします。
※1 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
※2 対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。
- 通算して1,000日分保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。

【保険金をお支払いした場合の更改イメージ】

通算支払限度額機能に関する特約：ご加入時より通算1,000日



医師の審査は不要です。

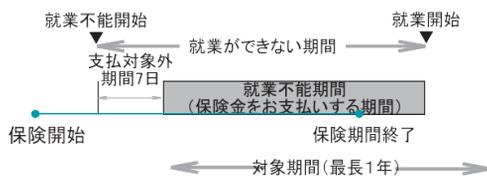
- 所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。
※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※ 「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- 中途からの口数の追加等、期中での補償拡大となる変更は対応できかねますので、ご注意ください。

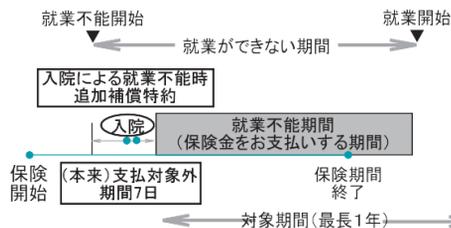
(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

所得補償保険のしくみ

【下表 A・B・C型】



【下表 D・E・F型】



入院による就業不能時追加補償特約セットの場合、基本補償で支払い対象外期間となっている7日間の間に入院による就業不能が発生した場合にも保険金をお支払いいたします。

- ※ 保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。
- ※ 保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。
- ※ 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- ※ 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。
なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。
^(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。
- ※ この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間（7日）を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、D・E・F型は、入院による就業不能については、支払対象外期間（7日）の間の入院期間についても保険金をお支払いします。7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

保険金額と保険料

- 保険期間 : 1年間
- 対象期間 : 1年間
- 支払対象外期間 : 7日 (D~F型は入院による就業不能時は0日)
- 団体割引 : 10%
- 特約 : A型~F型のすべての型に、「精神障害補償特約」がセットされます。D・E・F型は、「入院による就業不能時追加補償特約」も追加でセットされます。
※入院が伴わない場合には、適用されません。
- 口数 : 税込月収の50%以下が目安となります。詳しくは、後記「基本補償の保険金額の設定について」をご覧ください。
(月額30万円を限度とします。)
- 告知書 : ご加入時には「告知」が必要です。「加入申込書」にある告知欄へのご記入を必ずお願いいたします。
- 型(職種級別) : 各型は職種により異なりますので、以下をご確認ください。
A型・D型(職種級別1級) → 役員・管理職・一般事務職
B型・E型(職種級別2級) → 倉庫・機器洗浄
C型・F型(職種級別3級) → 営業用貨物自動車運転手・自動車修理業者

満年齢	所得補償月額(単位:千円) ※全型に精神障害補償特約セット					
	支払対象外期間有り(免責7日間)			入院による就業不能時追加補償特約セット【入院による就業不能の場合は支払対象外期間無し(免責0日)】		
	A型	B型	C型	D型	E型	F型
15~19歳	164	142	121	164	143	121
20~24歳	112	97	83	111	96	82
25~29歳	98	85	72	98	85	73
30~34歳	80	69	59	83	72	61
35~39歳	63	55	47	67	58	50
40~44歳	51	44	37	54	47	40
45~49歳	42	37	31	45	39	33
50~54歳	36	32	27	39	34	29
55~59歳	35	30	25	37	32	27
60~69歳	33	28	24	36	31	26
1口あたり 月払保険料	800円			1,000円		

保険料について

- 保険料は、男女同一です。
- 保険金額(または保険料)は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額(または保険料)となります。
年齢区分が変更になると、保険金額(または保険料)が変更になります。
【例えば、前年満49歳でA型一口加入の方は、月額4.2万円が本年満50歳で月額3.6万円と変更となります。】
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2025年1月現在)

ゴルファー保険

団体割引

15%

基本補償

ゴルフ中の賠償事故



ゴルフクラブの破損



ゴルフ中にケガ



ホールインワン・アルバトロス費用



- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）が誤って他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。

（注）記名被保険者（申込画面に入力の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎります。）についても被保険者となります。

- ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ① ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。）
 - ② ゴルフクラブの破損・曲損

（注） ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。

- 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。

（注1） 保険金のお支払方法等重要な事項は、この保険のあらまし以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

（注2） 退職した場合は退職月の月末で脱退となります。詳細は退職時にJALUX保険サービスよりご案内いたします。

保険金額と保険料

（保険期間1年、団体割引15%）

補償内容/加入コース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース	Mコース	Nコース
ゴルフ中の賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ゴルファー自身の傷害	500万円	1,000万円						
ゴルフ用品の損害	-	-	5万円	15万円	10万円	20万円	30万円	30万円
ホールインワン・アルバトロス	-	-	-	-	10万円	20万円	50万円	100万円
月払保険料	120円	220円	260円	330円	420円	620円	1,070円	1,690円

- ◆ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

傷害総合保険

団体割引

10%

死亡・後遺障害



ケガにより死亡したときや約款所定の後遺障害状態になったとき**傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%**をお支払いします。

傷害入院・手術



ケガの治療のため入院したとき1日につき**傷害入院保険金日額**をお支払いします。
また、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。

傷害通院



ケガの治療のため通院したとき1日につき**傷害通院保険金日額**をお支払いします。

基本補償

死亡保険金・後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、後遺障害が生じた場合にお支払いします。
(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて4%~100%をお支払いします。)

入院補償 入院1日目から補償

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

通院補償 通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し、医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

手術保険金

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませぬ。

特定感染症

O-157等の特定感染症の場合、通院(発病の日から180日以内の90日限度)、入院(発病の日から180日限度)、後遺障害(発病の日から180日以内)を補償します。

保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引10%、特定感染症危険補償特約セット)

補償内容	スタンダードプラン Oコース・Pコース	充実プラン Qコース・Rコース
死亡・後遺障害	300万円	500万円
入院保険金日額	3,000円	5,000円
手術保険金額	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額	1,000円	3,000円
月払保険料	職種級別A級 920円(O) 職種級別B級 1,350円(P)	職種級別A級 1,960円(Q) 職種級別B級 2,880円(R)

(注1) ゴルファー保険に加入されている方はゴルフ中に生じたケガについて補償が重複になります。
(注2) 退職した場合は退職月の月末で脱退となります。詳細は退職時にJALUX保険サービスよりご案内いたします。

職種級別

A級：役員・一般事務職・倉庫・機械洗浄
B級：営業用貨物自動車運転手・自動車修理業者

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

団体割引

15%

個人賠償責任保険

国内外問わず、日常生活やレジャー中などの偶然な事故が原因で他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の損害賠償責任を負担することになったとき保険金をお支払いします。

< 損害賠償の事故例 >



買い物中、誤って商品を壊してしまいました。



飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまいました。



子供※があやまって他人の家の窓を割ってしまいました。
※被保険者の範囲を参照

自転車保険加入の義務化スタート！！

自転車事故が**高額賠償**となるケースが発生しています

自転車事故の高額賠償事例
判決容認額

9,521万円

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



【事故の概要】男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

※判決容認額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引15%)

補償内容	加入タイプ
	Sコース
保険金額	3億円（自己負担額なし）
月払保険料	200円

(注1) ゴルファー保険に加入されている方はゴルフ中に生じた事故については補償が重複になります。

(注2) ご退職した場合は退職月の月末で脱退となります。詳細はご退職時にJALUX保険サービスよりご案内いたします。

家族も
補償対象！



自転車保険加入の義務化を受けて
傷害総合保険（ご自身のケガの補償）



個人賠償責任保険
の加入で補償の備えをおすすめします。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

重要

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】



この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：【所得補償保険】所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 【ゴルフア保険】賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
 【傷害総合保険】傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 【個人賠償責任保険】賠償責任保険普通保険約款に個人特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：NRSホールディングス株式会社
- 保険期間：2025年6月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年5月9日（金）
- 引受条件（保険金額等）：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者：NRSグループの役員・社員
- 被保険者：【所得補償保険】NRSグループの役員・社員を被保険者としてご加入いただけます。
 （新規加入の場合、満15歳以上満69歳以下で有職の方（継続加入の場合も満69歳以下の方）にかぎりませ。）
 【ゴルフア保険】NRSグループ役員・社員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。被保険者本人のみが保険の対象となります。
 【傷害総合保険】NRSグループ役員・社員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。被保険者本人のみが保険の対象となります。
 【個人賠償責任保険】次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。
 ①本人（記名被保険者）
 ②本人の配偶者
 ③本人またはその配偶者の同居の親族
 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりませ。）ただし、本人に関する事故にかぎりませ。
 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりませ。）ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませ。
 なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- お支払方法：2025年8月分給与から毎月控除します。（12回払）
- お手続き方法：下表のとおりWEB上でお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		WEB上でお手続きください
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	WEB上で変更手続きをしてください。 ※詳しくは「よくある質問」をご覧ください。
	継続加入を行わない場合	WEB上で変更手続きをしてください。 ※詳しくは「よくある質問」をご覧ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめWEB上に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。WEB上の修正方法等は代理店JALUX保険サービスまでお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 ●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。WEBでお手続きください。
 その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年6月1日午後4時までとなります。

詳しくはご加入窓口の人事総務部総務課、または取扱代理店JALUX保険サービスまでお問い合わせください。
 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の人事総務部総務課、または取扱代理店JALUX保険サービスまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p> <p>所得補償保険（基本補償）（*）</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{(*)1} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、の特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能（注）精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、胸膜炎、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院（※）していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間（保険金をお支払いする期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれません。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】 ゴルファー保険

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

- (注1) ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。
- (注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合								
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3) 記名被保険者（申込画面に入力の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎり）についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任^(※)</p> <p>⑥自動車^(※)の所有、使用または管理に起因する賠償責任^(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償</p> <p>など</p> <p>(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐し、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>								
身体傷害	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="142 886 945 1649"> <tr> <td data-bbox="142 886 285 1011">①死亡 保険金</td> <td data-bbox="285 886 945 1011"> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1011 285 1183">②後遺障害 保険金</td> <td data-bbox="285 1011 945 1183"> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1183 285 1334">③入院 保険金</td> <td data-bbox="285 1183 945 1334"> <p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数（事故の発生の日から180日以内）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1334 285 1649">④通院 保険金</td> <td data-bbox="285 1334 945 1649"> <p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p> </td> </tr> </table>	①死亡 保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p>	②後遺障害 保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</p>	③入院 保険金	<p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数（事故の発生の日から180日以内）</p>	④通院 保険金	<p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>①故意または重大な過失に起因するケガ</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ</p> <p>③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火または津波に起因するケガ</p> <p>⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等医学的他覚所見^(※)のないもの</p> <p>など</p> <p>(※) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
①死亡 保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝保険金額の全額</p>									
②後遺障害 保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</p>									
③入院 保険金	<p>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1000×入院日数（事故の発生の日から180日以内）</p>									
④通院 保険金	<p>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>									
ゴルフ用品 (注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価^(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりません。）</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方をお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質 その他類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れまたは紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害</p> <p>など</p>								

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用 （注）	<p>日本国内にあるゴルフ場（※1）においてゴルフ競技（※2）中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者が償習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用（※3） ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。）</p> <p>（※1）この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （※2）この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたとときは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>（注1）ホールインワン・アルパトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けてできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。 （注2）ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください！ キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときに限りお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎり）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者（※）が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p style="text-align: right;">など</p>

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （注）ホールインワン・アルパトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルパトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\%~100\%)}$	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転がてできないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心身喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨ 顔（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000日限度)}$	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ② 先進医療に該当する手術（※2） $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査・神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査・神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 2025年1月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。</p>		

傷害（国内外補償）

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】 個人賠償責任保険

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
 (注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。) 【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。) 【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用</p> <p>など</p> <p>(※1) この特約における被保険者は、次のア、からカ、までのいずれかに該当する方となります。 ア. 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。) イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 カ. イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産</p> <p>など</p> <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</p> <p>など</p> <p>(※1) 次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1) および同性パートナー^(※2) を含みます。</p> <p>(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p> <p>(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。</p> <p>(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。</p>
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面等の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 申込画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務（所得補償保険、傷害総合保険の場合）
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態（所得補償保険の場合）
- 告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、所得補償保険の場合は個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、ゴルファー保険の場合はゴルファー保険、個人賠償責任保険等、傷害総合保険の場合は個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、個人賠償責任保険の場合は個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金（ゴルファー保険の場合は身体傷害補償の死亡保険金）をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【所得補償保険】

- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - （※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。
 - （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- （注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【所得補償保険】

- 申込画面等に入力の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 申込画面等に入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合

など

【傷害総合保険】

- 申込画面等に入力の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 申込画面等に入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 （注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。（個人賠償責任保険以外）
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>（傷害総合保険・ゴルフ保険）

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合、所得補償保険の就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

【ゴルフ保険・個人賠償責任保険】

（注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

【ゴルフ保険】

ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。

ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

- （注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等（身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等）に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
- （注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- （注3）就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【所得補償保険】

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【ゴルフ保険】

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。
1. 証明書
同伴競技者1名（※1）、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名（※2）およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
 2. 費用支払を証明する書類
 3. アテスト済のスコアカード（写）
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
- （※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
- （※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
- ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを自撃したゴルフ場従業員（※3）
 - ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を自撃したその公式競技の参加者または競技委員
 - ③同伴競技者以外の第三者（※4）が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを自撃している場合はその第三者
 - ④ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）
- （※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
- （※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

【所得補償保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

【傷害総合保険】

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。

【所得補償保険】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

【傷害総合保険】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

【ゴルフ保険・個人賠償責任保険】

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト

（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

よくあるご質問

<p>Q1. 団体保険WEB募集サービス（システム）とは、どのようなサービスですか？</p>	<p>A1. NRSホールディングス株式会社を保険契約者として損害保険ジャパン株式会社と締結している団体契約の加入手続きをWEB上で行うサービスです。 WEB手続き可能なサービスは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規加入・中途加入のお手続き ■現在の加入内容のご確認 ■住所の変更、姓の変更のお手続き ■プラン変更のお手続き（募集期間内にかぎります。） ■脱退のお手続き（募集期間内にかぎります。） <p>※2026年1月15日～2026年5月31日は団体保険WEB募集サービスを使用できません。 お手続きをご希望の場合、取扱代理店までご連絡ください。</p>
<p>Q2. すでに加入しているのですが、脱退手続きはどのようにすればよいですか？</p>	<p>A2. 募集トップページ画面から、「お申込手続き」ボタンを押して画面を進め、被保険者入力・確認画面で脱退のお手続きが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一部の被保険者について脱退手続きを行う場合 脱退する被保険者の「脱退」欄にチェックをします。脱退手続きが画面反映したら、「次へ」ボタンで手続きをすすめて再度お申込みをしてください。 ②補償の対象となっている方（被保険者）全員の脱退手続きを行う場合 画面左下の「すべての被保険者脱退」ボタンを押します。
<p>Q3. 保険金請求をしたいのですが、WEB上から手続きできますか？</p>	<p>A3. 保険金請求はWEB上ではできません。取扱代理店までご連絡ください。</p>
<p>Q4. 一度申込みした内容を変更することはできますか？</p>	<p>A4. 一度お申込みいただいた後、同じ期間内で変更をする場合は募集期間内であれば何度でもアクセスして変更いただくことができます。 募集トップページ画面から「お申込手続き」ボタンを押して画面を進め、変更箇所を修正し、最後に「申込」ボタンを押してください。</p> <p>※募集期間外の変更につきましては書面でのお手続となります。 ご加入窓口の人事総務部総務課、または取扱代理店までご連絡ください。</p>
<p>Q5. この保険に加入できる条件は何ですか？</p>	<p>A5. NRSグループの役員・社員であることです。 P.8 保険のあらましに掲載してありますのでご確認ください。</p>
<p>Q6. 現在の加入内容を確認したいのですが、どうすればよいですか？</p>	<p>A6. 継続手続き時に前回の加入内容を確認したい場合は、お客さまのページから「お申込手続き」ボタンを押して進んでいただき、被保険者入力・確認画面に表示されている内容をご確認ください。</p>
<p>Q7. WEB上で申込みした内容をキャンセルしたいのですが、どのようにすればよいですか？</p>	<p>A7. ・プランをキャンセルする場合 募集トップページ画面から、「お申込手続き」ボタンを押して画面を進め、プラン選択画面で右側の「プラン選択をキャンセル」を押します。</p> <p>・被保険者の加入を取り消す場合 ①募集トップページ画面から、「お申込手続き」ボタンを押して画面を進め、被保険者入力 ②確認画面で脱退手続きしたい被保険者の「脱退」欄をチェックし、「更新」ボタンを押します。</p>
<p>Q8. 傷害保険は何口まで加入できますか？</p>	<p>A8. 傷害総合保険は被保険者1名につき3口までお申し込み可能です。</p>
<p>Q9. 個人賠償責任保険は何口まで加入できますか？</p>	<p>A9. 傷害総合保険は被保険者1名につき3口までお申し込み可能です。 同居の親族、別居の未婚の子となりますので他契約にて加入がないかご確認ください。</p>
<p>Q10. 所得補償保険は何口まで加入できますか？</p>	<p>A10. 税込月収の50%以下が目安となります。（月額30万円を限度とします。）</p>
<p>Q11. 期中で口数を増やすことはできますか？</p>	<p>A11. 所得補償保険は告知種目のため、期中での口数の増加はできません。 その他、口数の制限についてはQ8～Q9をご参照ください。</p>

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険・傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、カス、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。
【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 **株式会社 JALUX 保険サービス**
〒140-0002 東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス18F
TEL 0120-151-757
受付時間：平日9:00~19:00 土曜9:00~18:00
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 東京法人営業部 第三課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル3階
TEL 050-3798-5281
FAX 03-3271-0093
受付時間：平日9:00~17:00
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日9:15~17:00（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
受付時間：24時間365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。